

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和 5 年 6 月 23 日

長崎県公立大学法人  
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 5長大佐 第 3 号  
(2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 講義棟管工事  
(3) 工事場所 佐世保市川下町  
(4) 工 期 令和 7 年 1 月 31 日限り  
(5) 工事概要 工事種別：新築工事  
主要用途：大学（講義棟）  
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 3階  
規模：延べ面積 5,281 m<sup>2</sup>
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有  
(7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和 4 年 3 月 22 日長崎県告示第 226 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 16 号に規定する事後審査型入札を準用する。  
(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。  
(9) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（1）及び（2）に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第 7 条第 6 項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	2 者	
出 資 比 率	最小限度 30 %	
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく、管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	

<p>営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件</p>	<p>管工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。  ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、管工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。  イ 県北振興局建設部管内(大瀬戸土木維持管理事務所を除く)に主たる営業所有する者で、管工事に係る総合数値が850点以上、かつ主観点が10点以上であること。</p>	<p>県北振興局建設部管内(大瀬戸土木維持管理事務所を除く)に主たる営業所有する者で、管工事に係る長崎県における格付等級がAランク</p>
<p>年間平均完成工事高</p>	<p>管工事において1億5,000万円以上</p>	<p>条件なし</p>
<p>経営事項審査の審査基準日</p>	<p>令和5年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第に基づく入札参加資格者名簿に登録され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。</p>	

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿に登録された営業所(以下「受任営業所」という)とする。

なお、「営業所の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者は、本工事に関する入札・契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2)実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代表構成員	その他の構成員
<p>同種工事の施工実績に関する条件</p>	<p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度(平成20年度)から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(これらの混構造を含む)で延べ床面積が、600㎡以上の建築物(新築工事、増築工事又は改築工事)の管工事の完成の施工実績(共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする)があること。  なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。</p>	<p>条件なし</p>

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
国家資格等	<p>① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法による1級管工事施工管理技士の資格を有する者</li> <li>・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（選択科目「熱工学」又は「流体工学」）、技術士（上下水道部門）、技術士（衛生工学部門）又は技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械—熱工学」、「機械—流体工学」、「上下水道」又は「衛生工学」）のいずれかの資格を有する者</li> </ul> <p>② 管工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p>	
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>	
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	条件なし

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

### 3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約 に関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L 0956-59-6778	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技 術的要素に関する事 項		F A X 0956-47-6941	

#### 4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

※提出部数は2部(原本1部、写し1部)とする(内、1部は(写し)は受付後、返却する)。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

(キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を変元できない程度にマスキングを施すものとする)

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料(コリズンの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの)を添付すること。

③上記①、②のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

#### 5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和 5 年 6 月 23 日 (金) から 令和 5 年 7 月 7 日 (金) まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出 書等の提出期間及び場 所	【提出期間】 令和 5 年 6 月 26 日 (月) から 令和 5 年 7 月 7 日 (金) まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。)による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する 質問期間及び場所	【質問期間】 令和 5 年 6 月 26 日 (月) から 令和 5 年 7 月 10 日 (月) まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和 5 年 7 月 13 日 (木) まで	・全参加者にファクシミリにて回答(個別事項は、当該者のみに回答)
入札日時及び場所	令和 5 年 7 月 20 日 (木) 午後 15 時 10 分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階国際交流センター

競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内	3の入札等担当部局へ持参
-----------------------	------------------------	--------------

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

## 6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（4建企第508号令和5年3月17日）」を準用するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

## 7 入札方法 紙 入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

## 8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

## 9 契約保証金 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

## 10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 11 入札の無効

共通事項書14の(1)～(13)及び(15)～(17)に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

### 12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

### 13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

### 14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局

